

令和 3 年 11 月 19 日

総 務 大 臣
金 子 恭 之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和 3 年 9 月 24 日付け諮問第 3141 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

(別添)

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対する意見及びその意見に対する考え方

意見募集期間:令和3年9月 25 日(土)～同年 10 月 25 日(月)
案件番号:145209819

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:0件、個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人

(別添)

意見	考え方
○交付金の額及び交付方法の認可申請書 負担金の額及び徴収方法の認可申請書 1ページ 複雑な数式について 審査官にも複雑な数式を解ける能力があるとの前提で、申請者が複雑な数式を使うのは問題である。 こんなに複雑なら数式が一部間違っている気も付かないはずだ。 全く分からない可能性もありえる。 結局相手を信用して認可する事になってしまう。 この数式は短いがその分難解である。 そうではなく長い数式だがその分理解は簡単にすべきである。 こんなにスマートな数式（だが難解）にする必要性はなく、であるから認可を保留にすべきである。 このパブリックコメントの主題である「ユニバーサルサービス」の観点から考えても、あまねく分かる数式を使うべきである。 しかし難解な数式を使ってはいけないというルールはないのだから仕方がない。 【個人】	○ 交付金の額及び負担金の額は、認可申請の対象である来年度の電気通信番号数が申請時においては確定しないため、それぞれの額の計算方法について申請されたものと理解しています。これについては、意見募集にあたり総務省が作成した申請概要の中で、計算方法について文章による説明を記載するなど、申請内容の理解促進に努めているものと承知しています。引き続きこのような理解促進に努めていくことが望ましいと考えます。